

家を取り壊したときは手続きをお願いします

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

建物（住宅、倉庫など）を取り壊したときには、手続きが必要です。

建物滅失申告書を提出いただいた後に、現地にて実際に建物の滅失を確認できれば、翌年からその建物の固定資産税は課税されません。

①登記されている建物を取り壊した場合

滅失登記申請を法務局に提出してください。法務局から役場税務課に届く通知に従って処理します。

取り壊したものの滅失登記申請が12月末日までに間に合わない場合には、年内中に建物滅失申告書を税務課（資産税担当）に提出してください。

②登記されていない建物を取り壊した場合

建物滅失申告書を役場税務課（資産税担当）に提出してください。

※なお、賦課期日（1月1日）に家屋が存在していた場合には、その年の固定資産税は課税されます。また、前年以前に滅失した建物について、賦課期日までに滅失したことの確認ができない場合、賦課期日に存在していたものとみなし、届出した年は原則課税対象になりますので、ご注意ください。

住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産額が変わる場合があります。

住宅が建っている土地（住宅用地）は、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が軽減されています。そのため住宅を取り壊すと、その特例（軽減）を受けられなくなり、土地に対する税額が大きく変わる場合があります。

ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合に比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。

●追納に関する注意事項

- ①追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。
- ②免除等の承認をされた期間のうち、原則古い期間の分から納付することとなっています。
- ③免除等を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。詳細は日本年金機構のホームページをご覧ください。
- ④老齢基礎年金を受給することが出来る方は、追納できません。

○問合せ

熊谷年金事務所 048-522-5012
保険健康課 0495-77-2113
地域総務課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号

年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。
予約受付専用番号 0570-05-4890

住宅ローン控除の特例について

問合せ 税務課 町民税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

住宅ローン控除の特例(控除期間の3年延長)の継続

下記に該当する場合は、住宅ローンを受けられる期間が3年延長され、13年になります。

マイホームを新築したとき(注文住宅)

契約時期	+	入居時期
令和2年10月1日～令和3年9月30日		令和3年1月1日～令和4年12月31日

分譲または中古住宅を購入したとき・増改築などをしたとき

契約時期	+	入居時期
令和2年12月1日～令和3年11月30日		令和3年1月1日～令和4年12月31日

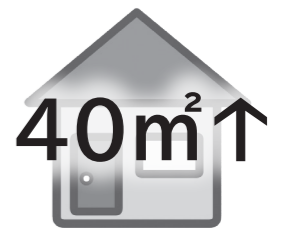
また、今回の所得税における上記の措置の対象者についても、所得税額から控除しきれない額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。



床面積40平方メートル以上の住宅でも控除が受けられます

通常では50平方メートル以上の住宅でないと住宅ローン控除が受けられませんが、上記の特例に該当するときは、40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅でも控除を受けることができるようになりました。

ただし、本人の合計所得が1,000万円（50平方メートル以上の場合は3,000万円）を超えるときは、控除を受けることができません。



確定申告会場の変更について

令和4年の確定申告では、神川町役場および多目的交流施設を申告会場とします。多目的交流施設の2階会議室へは階段を利用していただくこととなりますので、ご協力をお願いします。

日程	場所
2月16日(水)～2月22日(火) 土日を除く5日間	多目的交流施設
2月24日(木)～3月15日(火) 土日を除く14日間	神川町役場



多目的交流施設
所在地:大字下阿久原1088